

指定障害者支援施設利用契約書

指定障害者支援施設を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり指定障害者支援施設利用契約を締結します。

(以下「利用者様」という。)と社会福祉法人幸輪福祉会(以下「施設」という。)は、利用者様が障害者支援施設浩明寮(以下「施設」という。)の提供する施設支援サービス等(施設入所支援及び生活介護型)を受け、それに対する利用料金を施設に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

【第1条】(目的)

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)等関係法令の理念にのっとり、利用者様がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は利用者様の自立と社会経済活動への参加を促進するために、施設が利用者様に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

【第2条】(期間)

本契約の契約期間は、令和　年　月　日から介護給付費支給期間満了日までとします。ただし、地域生活及び他施設への移行の準備が出来た場合は期間内であっても契約を終了するものとします。

【第3条】(支援計画)

- 施設は、利用者様の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、常に利用者様の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者様の支援計画を作成します。この支援計画については、施設が利用者様又はそのご家族に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者様又はそのご家族はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。
- 施設は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者様又はそのご家族に説明をし、文書により同意を得ることとします。

【第4条】(サービス内容)

施設は、前条に定める施設支援計画及び別紙「重要事項説明書」に基づいて、利用者様に次の内容のサービスを提供します。

- 日常生活の支援(個別支援計画作成・食事・入浴・排泄・着脱衣・整容)
- 医療及び健康管理
- 社会活動の支援
- 日常生活指導(地域において自立した社会生活を送るための機能向上等を目指した指導)

- ⑤ 余暇活動（レクリエーション行事等）
- ⑥ その他の社会活動（外出行事等）
- ⑦ 適切な技術によるリハビリテーション
- ⑧ 施設入所支援（夜間）

【第5条】（利用料）

利用者様は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める指定障害者支援施設支援費（介護給付費）額及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を施設に支払います。ただし、介護給付費については、施設が市町村から代理して受領しますから、利用者様が直接支払う必要はありません。

【第6条】（利用料の支払い方法）

利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

又、上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に発送しますので下記のいずれかの方法によりお支払いください。

① 口座振替

サービスご利用月の翌月20日又は25日にご指定口座より振替させていただきます。但し、月の半ばからの新規のご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合若しくは口座振替が出来なかった場合は、下記の②③の方法により速やかにお支払いお願い致します。

② 口座振込

サービスご利用月の翌月末までに指定の金融機関にお振り込みお願い致します。尚、振込手数料はご本人さま負担となりますのでご了承下さい。

③ 窓口支払

サービスご利用月の翌月末まで事務所でお支払いお願い致します。

営業時間：9：00～17：00（土、日祭日を除く）

【第7条】（施設の基本的義務）

- 1（自立等の支援）施設は、利用者様に対し、利用者様の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。
- 2（利用者様の意思等の尊重）施設は、利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者様の立場にたって、施設支援サービスを提供します。

【第8条】（施設の具体的義務）

- 1（安全配慮義務）施設は、サービスの提供にあたって、利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務）施設は、本契約に基づく内容について、利用者様の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

3（守秘義務）施設及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者様やそのご家族の個人情報について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。個人情報の取得、利用、提供は同意を得て行います。取得、管理、取り扱いについては厳重な注意をはらい、情報の保護を図ります。施設利用支援以外の目的には使用する事はありません。

4（身体拘束の禁止）施設は、利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず拘束を行なう場合には拘束を解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。

5（記録整備保存義務）施設は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。施設の窓口業務時間内（午前10時～午後4時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

6（緊急時の援助）施設は、利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者様の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

7前項のほか、施設は、利用者様の心身の状態が変化した場合は、利用者様及びそのご家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

【第9条】（事故と損害賠償）

1 施設は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者様のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 施設は、サービスを提供するにあたって、施設の責任と認められる事由によって利用者様に損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合は、利用者様の置かれた心身の状況を しんしゃく斟酌して、相当と認められるときに限り、施設の損害賠償を減じる場合があります。

【第10条】（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者様が死亡したとき
- 2 施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 3 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 4 施設が施設の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 第11条から第13条に基づき本契約が解散又は解除された場合
- 6 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

【第11条】（利用者様からの中途解約等）

1 利用者様は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者様は契約終了を希望する日の7日前までに施設に通知するものとします。

- 2 利用者様が、前項の通知を行わずに施設から退去した場合には、施設が利用者様の解約の意思を知った日をもって、本契約は解除されたものとします。

【第12条】(利用者様からの契約解除)

利用者様は、施設もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合にはただちに本契約を解除することができます。

- 1 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設支援サービスを実施しない場合
- 2 施設もしくはサービス従事者が第8条第1項から第6項に定める義務に違反した場合
- 3 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者様の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者様が利用者様の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において施設が適切な対応をとらない場合

【第13条】(施設からの契約解除)

施設は、利用者様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者様に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、二週間を定めた催促にもかかわらず故意に支払わない場合
- 2 利用者様が、他の利用者様の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 利用者様が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 4 利用者様が連続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3か月にまたがって入院した場合（3か月目の末日で契約解除）
- 5 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

【第14条】(利用者様の入院に係る取り扱い)

利用者様が医療機関に入院した場合、入院期間中については重要事項説明書に定める利用料金を施設に支払うものとします。

【第15条】(利用者様の外泊に係る取り扱い)

- 1 利用者様は、施設の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、利用者様は外泊開始日3日前までに施設に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、重要事項説明書に定める利用料金を施設に支払うものとします。

【第 16 条】(サービス利用のキャンセル)

サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合、その申し出がなされた日から3日間については、利用者様は重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費の実費相当額を施設に支払うものとします。

【第 17 条】(苦情解決)

- 1 利用者様及びそのご家族は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に申し立てることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者様及びそのご家族に報告するものとする。
- 2 利用者様及びそのご家族は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

【第 18 条】(虐待防止のための措置)

- 1 施設は、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (4) その他、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置
- 2 利用者様及びそのご家族は、本施設においての虐待に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている虐待受付窓口に申し立てることができます。
- 3 利用者様及びそのご家族は、本施設においての虐待に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に虐待を通報することもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会、又は福岡県障がい者福祉課に通報することもできます。

【第 19 条】(身元引受人)

- 1 利用者様は、次の各号に掲げる役割をすべて承諾する六親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族（以下「親族」という。）を身元引受人としてあらかじめ 2 名定めるものとします。
 - (1) 連帯保証人として以下の義務を負うこと
 - ア 利用者様と連帯して本契約から生じる利用者様の債務を負担する義務
 - イ 上記アに定める連帯保証人の負担は、400,000 円を限度とする。
 - ウ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者様又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
 - エ 上記アの債務には、利用者様が施設に対して負う損害賠償義務のほか、利用者様が退居しない、死亡等された場合の居室等の原状回復費用の支払義務（施設が第三者に依頼する等して原状回復を行う場合の費用相当額の支払義務を含む）を含むものとする。

(2) 身元保証人として利用者様に代わって以下の行為を行うこと

- ア 各種サービス契約の締結
- イ 個別支援計画、サービス提供方針・方法の同意
- ウ 治療方針の同意（看取り・延命治療等）
- エ 医療行為の同意（予防接種・処置・手術・検査等）
- オ 緊急連絡先となること。
- カ 利用者様に代わって医療機関における入院等の諸手続を行うこと。
- キ 利用者様が退居、死亡された場合に相続人の同意を得た上で預り金の返還を受けること。
- ク 利用者様の依頼の下、日常的な金銭管理を行うこと。
- ケ 利用者様が死亡された場合の遺体及び遺留品等の引き取り
- コ 利用者様の生活において必要な場合に事業所の要請に応じて協議等を行うこと。

(3) 前項の規定にかかわらず、身元引受人を承諾する親族が1名しかいない場合において、施設が特別な事情があると認めるときは、身元引受人は親族以外を含めて2名でよいこととします。

(4) 施設は、利用者様の生活において必要な場合には、身元引受人へ連絡をとり、協議等を行うものとします。

(5) 施設は、利用者様が要介護状態等にある場合には、利用者様の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

2 施設は、利用者様が入院を必要とする場合、及び本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。

3 利用者様及びそのご家族は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合は、新たに身元引受人を立てるよう努めます。

【第20条】（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者様と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様及びそのご家族、施設が記名捺印のうえ、各1通を有するものとします。

私は、指定障害者支援施設浩明寮利用について本書面に基づき重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を行いました。

施設名 障害者支援施設 浩明寮

説明者 職 名

氏 名 印

私は、指定障害者支援施設浩明寮の利用について重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受け施設サービスの提供開始に同意しました。

【利用者様】

住 所

氏 名 印

【事業者】

住 所 福岡県筑後市大字鶴田 555 番地 1

事業所名 社会福祉法人 幸輪福祉会
障害者支援施設浩明寮
(指定番号 4012300028)

代表者名 理事長 牛島 護厳 印

契約当事者以外の関係者

身元引受人	利用者様の身元引受人 氏名 : _____ 印 住所 : _____ Tel () - Fax () - 利用者様との続柄 : <table border="1" data-bbox="620 480 1092 624"> <tr> <td data-bbox="620 480 854 534">連帯保証人</td> <td data-bbox="854 480 1092 534">身元保証人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 534 854 624">印</td> <td data-bbox="854 534 1092 624">印</td> </tr> </table>		連帯保証人	身元保証人	印	印
連帯保証人	身元保証人					
印	印					
身元引受人	利用者様の身元引受人 氏名 : _____ 印 住所 : _____ Tel () - Fax () - 利用者様との続柄 : <table border="1" data-bbox="620 866 1092 1010"> <tr> <td data-bbox="620 866 854 920">連帯保証人</td> <td data-bbox="854 866 1092 920">身元保証人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 920 854 1010">印</td> <td data-bbox="854 920 1092 1010">印</td> </tr> </table>		連帯保証人	身元保証人	印	印
連帯保証人	身元保証人					
印	印					
身元引受人	利用者様の身元引受人 氏名 : _____ 印 住所 : _____ Tel () - Fax () - 利用者様との続柄 : <table border="1" data-bbox="620 1253 1092 1403"> <tr> <td data-bbox="620 1253 854 1307">連帯保証人</td> <td data-bbox="854 1253 1092 1307">身元保証人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1307 854 1403">印</td> <td data-bbox="854 1307 1092 1403">印</td> </tr> </table>		連帯保証人	身元保証人	印	印
連帯保証人	身元保証人					
印	印					

障害者支援施設浩明寮
個人情報使用同意書

障害者支援施設浩明寮 御中

私（利用者様及びその家族）は、貴施設が私の個人情報を、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ①サービスの提供を受けるに当たって、サービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議及びモニタリング等において情報を共有・連携し、利用者支援を、適切かつ効果的に実施、提供するため。（※重要事項説明書 11P 参照）
- ②緊急時等において、利用者様の生命やその他有する権利・利益を保護するため。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ①氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が支援を行う為に、最低限必要な利用者様やご家族個人に関する情報
- ②認定調査票（必要項目及び特記事項）、主治医意見書、認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ③その他上記の①②に準ずる情報

<肖像権について>

施設の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下に〇をご記入下さい。

同意する 同意しない

令和 年 月 日

利用者様 住 所

氏 名 印

署名代行者

利用者様が署名できない為、利用者様本人の意思を確認の上、私が利用者様に代わって署名代行致します。

住 所

氏 名 印

(利用者様との関係：)

身元引受人 住 所

氏 名 印

(利用者様との関係：)

身元引受人 住 所

氏 名 印

(利用者様との関係：)

「指定短期入所事業」

利 用 契 約 書

事業所名 社会福祉法人 幸輪福祉会

障害者支援施設 浩明寮

事業所番号 4012300028

T E L 0942-53-2324

F A X 0942-52-0635

「指定短期入所事業」利用契約書

(以下「利用者様」という。)と社会福祉法人幸輪福祉会(以下「施設」という。)は、利用者様が障害者支援施設浩明寮(以下「施設」という。)の提供する短期入所(空床型)サービス等を受け、それに対する利用料金を施設に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

【第1条】(目的)

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)等関係法令の理念にのっとり、利用者様の居宅における自立の支援と日常生活の充実の為に必要なサービスを適切に行うことを定めます。

【第2条】(期間)

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から支給費支給期間満了日までとします。
ただし、第12条ないし第14条に基づき契約が解除された場合はこの限りでない。

【第3条】(サービス内容)

施設は、次の内容のサービスを提供します。

- ① 心身の状況に応じた適切な介護・支援等
- ② 食事の提供および栄養管理
- ③ 健康管理
- ④ 相談・援助
- ⑤ その他

【第4条】(利用料)

利用者様は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める居宅生活支援費額及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額を施設に支払います。ただし、居宅生活支援費額については、施設が市町村から代理して受領しますから、利用者様が直接支払う必要はありません。

【第5条】(利用料の支払い方法)

利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

また、上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに発送しますので下記のいずれかの方法によりお支払いください。

① 口座振替

サービスご利用月の翌月 20 日又は 25 日にご指定口座より振替させていただきます。但し、月の半ばからの新規のご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合若しくは口座振替が出来なかった場合は、下記の②③の方法により速やかにお支払いをお願い致します。

② 口座振込

サービスご利用月の翌月末までに指定の金融機関にお振り込みお願い致します。尚、お振込手数料はご本人さま負担となりますのでご了承下さい。

③ 窓口支払

サービスご利用月の翌月末までに事務所でお支払いお願い致します。

営業時間：9：00～17：30（土、日祭日を除く）

【第6条】（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者様は利用期日前において、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前々日の受付時間内（重要事項説明書に記載）までに申し出るものとします。
- 2 利用者様がサービス実施日の前々日の受付時間内以降に利用の中止を申し出た場合は重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を施設にお支払いいただく場合があります。
- 3 施設は第1項に基づく利用者様からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者様に提示し協議するものとします。

【第7条】（サービス内容の変更）

施設は、サービス利用当日、利用者様の体調等の理由で予定されたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更することができるものとします。

【第8条】（施設の基本的義務）

- 1 （自立等の支援）施設は、利用者様に対し、利用者様の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。
- 2 （利用者様の意思等の尊重）施設は、利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者様の立場にたって、短期入所サービスを提供します。

【第9条】（施設の具体的義務）

- 1 （安全配慮義務）施設は、サービスの提供にあたって、利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 (説明義務) 施設は、本契約に基づく内容について、利用者様の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3 (守秘義務) 施設及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者様やそのご家族の個人情報について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。個人情報の取得、利用、提供は同意を得て行います。取得、管理、取り扱いについては厳重な注意をはらい、情報の保護を図ります。施設利用支援以外の目的には使用する事はありません。
- 4 (身体拘束の禁止) 施設は、利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず拘束を行なう場合には拘束を解除することを目標に検討を行うことを約束いたします。
- 5 (記録整備保存義務) 施設は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。施設の窓口業務時間内（午前10時～午後4時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。
- 6 (苦情対応) 施設は、第16条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。
- 7 (緊急時の援助) 施設は、利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者様の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 8 前項のほか、施設は、利用者様の心身の状態が変化した場合は、利用者様及びそのご家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

【第10条】(事故と損害賠償)

- 1 施設は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者様のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 施設は、サービスを提供するにあたって、施設の責任と認められる事由によって利用者様に損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合は、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、施設の損害賠償を減じる場合があります。

【第11条】(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者様が死亡したとき
- 2 施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

- 3 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 4 施設が施設の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 第12条から第14条に基づき本契約が解散又は解除された場合
- 6 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

【第12条】（利用者様からの中途解約等）

- 1 利用者様は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、利用者様は契約終了を希望する日の前々日までに施設に通知するものとします。ただし、利用者様が医療機関に入院した場合等、やむを得ない事情がある場合には即時に解約することができます。

【第13条】（利用者様からの契約解除）

利用者様は、施設もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
- 2 施設もしくはサービス従事者が第9条第1項から第8項に定める義務に違反した場合
- 3 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者様の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者様が利用者様の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において施設が適切な対応をとらない場合

【第14条】（施設からの契約解除）

施設は、利用者様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者様に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、二週間を定めた催促にもかかわらず故意に支払わない場合
- 2 利用者様が、他の利用者様の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 利用者様が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 4 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。

【第15条】(食事のキャンセル)

食事提供のキャンセルについては、前々日までに申し出るものとし、申し出のない場合は重要事項説明書に定めるキャンセル料を施設に支払うものとします。

【第16条】(苦情解決)

- 1 利用者様及びそのご家族は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口を申し立てることができます。
- 2 利用者様及びそのご家族は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

【第17条】(虐待防止のための措置)

- 1 施設は、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従事者に対する研修の実施
 - (4) その他、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置
- 2 利用者様及びそのご家族は、施設においての虐待に関して、いつでも重要事項説明書に記載されている虐待防止受付窓口に申し立てることができます。
- 3 利用者様及びそのご家族は、本施設においての虐待に関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に虐待を通報することもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会、又は福岡県障害者福祉課に通報することもできます。

【第18条】(身元引受人)

1 利用者様は、次の各号に掲げる役割をすべて承諾する六親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族（以下「親族」という。）を身元引受人としてあらかじめ2名定めるものとします。

(1) 連帯保証人として以下の義務を負うこと

- ア 利用者様と連帯して本契約から生じる利用者様の債務を負担する義務
- イ 上記アに定める連帯保証人の負担は、200,000円を限度とする。
- ウ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者様又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- エ 上記アの債務には、利用者様が施設に対して負う損害賠償義務のほか、利用者様が退居ないし、死亡等された場合の居室等の原状回復費用の支払義務（施設が第三者に依頼する等して原状回復を行う場合の費用相当額の支払義務を含む）を含むものとする。

(2) 身元保証人として利用者様に代わって以下の行為を行うこと

- ア 各種サービス契約の締結
- イ ケアプラン、サービス提供方針・方法の同意
- ウ 治療方針の同意（看取り・延命治療等）
- エ 医療行為の同意（予防接種・処置・手術・検査等）
- オ 緊急連絡先となること。
- カ 利用者様に代わって医療機関における入院等の諸手続を行うこと。
- キ 利用者様が退居、死亡された場合に相続人の同意を得た上で預り金の返還を受けること。
- ク 利用者様の依頼の下、日常的な金銭管理を行うこと。
- ケ 利用者様が死亡された場合の遺体及び遺留品等の引き取り
- コ 利用者様の生活において必要な場合に施設の要請に応じて協議等を行うこと。

(3) 前項の規定にかかわらず、身元引受人を承諾する親族が1名しかいない場合において、施設が特別な事情があると認めるときは、身元引受人は親族以外を含めて2名でよいこととします。

(4) 施設は、利用者様の生活において必要な場合には、身元引受人へ連絡をとり、協議等を行うものとします。

(5) 施設は、利用者様が要介護状態等にある場合には、利用者様の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

- 2 施設は、利用者様が入院を必要とする場合、及び本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 利用者様及びそのご家族は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合は、新たに身元引受人を立てるよう努めます。

【第19条】(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、施設は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者様と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様及びそのご家族、施設が記名捺印のうえ、各1通を有するものとします。

令和 年 月 日

施設名 社会福祉法人 幸輪福祉会
障害者支援施設 浩明寮
施設住所 福岡県筑後市大字鶴田 555 番地 1
代表者氏名 理事長 牛島 護 厳 印

利用者様名	利用者様 氏名 : (男・女 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生まれ)
施設設置法人名	法人名・代表者名 法人名 : 社会福祉法人 幸輪福祉会 代表者名 : 理事長 牛島 護 厳 印 所在地 : 〒833-0007 福岡県筑後市大字鶴田 555 番地 1

(3) 契約当事者以外の関係者

身元引受人	<p>利用者様の身元引受人</p> <p>氏名 :</p> <p>住 所 :</p> <p>Tel () - Fax () -</p> <p>利用者様との続柄 :</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>身元保証人</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	連帯保証人	身元保証人	印	印	印
連帯保証人	身元保証人					
印	印					
身元引受人	<p>利用者様の身元引受人</p> <p>氏名 :</p> <p>住 所 :</p> <p>Tel () - Fax () -</p> <p>利用者様との続柄 :</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>身元保証人</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	連帯保証人	身元保証人	印	印	印
連帯保証人	身元保証人					
印	印					
身元引受人	<p>利用者様の身元引受人</p> <p>氏名 :</p> <p>住 所 :</p> <p>Tel () - Fax () -</p> <p>利用者様との続柄 :</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>身元保証人</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	連帯保証人	身元保証人	印	印	印
連帯保証人	身元保証人					
印	印					

